

平成26年度第5回赤穂市子ども・子育て会議 議事録

【日 時】平成26年12月16日（火）午後2時30分～午後3時5分

【場 所】赤穂市役所 6階大会議室

【出席委員】13名

半田結会長 [関西福祉大学社会福祉学部教授]、藤井恵美子副会長 [兵庫大学こども福祉学科准教授]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、中川尚子委員 [尾崎幼稚園園長]、今津洋子委員 [有年幼稚園園長]、小山寛委員 [塩屋小学校校長]、矢野由香委員 [坂越保育所所長]、関尾裕子委員 [赤穂保育所所長]、川崎千春委員 [御崎保育所保護者会会長]、山路優子委員 [幼稚園PTA育成部]、玉石彩委員 [公募市民]、中川正悟委員 [公募市民]、井上昭彦[連合西播赤穂地区連絡会会長]

【欠席委員】2名

山根寿美子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、今井眞治委員 [赤穂商工会議所専務理事]

【事務局】

健康福祉部 折原和彦健康福祉部長、山野良樹子育て健康課長、山内光洋保健センター所長、前田光俊子育て健康課こども支援係長

教育委員会 三谷勝弘教育次長(管理)、山本伊津子こども育成課長、溝田康人生涯学習課長、藤田元春こども育成課こども育成担当係長

【次 第】

1 開会

2 議題

(1) 赤穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

3 報告事項

(1) 平成27年度特定教育・保育施設の保育料（案）について

(2) 赤穂市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則について

4 その他

5 閉会

1 開会

～事務局～

本日はお忙しい中、当会議に出席いただきましてありがとうございます。本日の委員出席者は、山根委員と今井委員から欠席の連絡がありましたので、15名中13名出席していただいております。したがって赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

まずはじめに、事前にお渡ししている資料につきまして、訂正があります。資料1の46ページですが、施策の下の方にあります「防犯灯の設置の促進」の内容ですが、「防犯灯の設置を進めます」となっておりますが、「必要に応じて防犯灯を設置していきます」に訂正をお願いします。また、47ページのグレーで色付けしております「スクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図ります」に充実の◎が付いておりますが、○の継続に訂正いたします。それから49ページの「予防接種事業の充実」のところの3つめに「風しん予防接種費用の助成」とありますが、これを削除します。また、53ページの色付け部分で◎の「スクールソーシャルワーカーにより」と★の「各中学校にこころの教室相談員を配置し」につきましても継続の○に訂正させていただきます。なお、これらの訂正分を本日机の上に置いております正誤表とそれぞれ差し替えページを配布させていただいておりますので、ご面倒ですが差し替えをお願いします。

次に事前にお渡ししている資料の確認をさせていただきます。本日の次第、資料1としまして、赤穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）、資料2-1としまして幼稚園保育料の比較、資料2-2としまして、保育所保育料の比較、資料3としまして、赤穂市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則でございます。もし不足等があれば事務局に申し付けいただければと思います。それでは会長よろしく申し上げます。

～会長～

まず会議の傍聴公開についてですが、議題には不開示情報が含まれておりませんので本日の会議は公開とさせていただきます。本日2名の傍聴がありますのでお入りいただきたいと思います。

（入室していただく）

それでは議事に入ります。まず（1）の赤穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

2 議題

（1）赤穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

～事務局～

資料1をお願いします。赤穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）につきまして、第4回の会議でいただいたご意見を基にしまして修正したところを中心に説明させていただきます。なお、表紙の上に書いてありますように、修正した箇所につきましては、グレーで色付けしております。まず、13ページをお願いします。保護者の育児休業取得についてですが、前回の案では母親の育児休業取得についてとなっておりますが、委員より父親の育児休業取得が進んでいない状況についても掲載してはどうかというご意見がありましたので、取得状況のグラフと取得していない理由の上位5位までの表を掲載しております。それから母親の育児休業を取得していない理由の3位にその他をあげておりましたが、これを削除しまして、就学前児童で4位として仕事に戻るのが難しそうだった11.1%、小学生児童で4位として仕事が忙しそうだった12.2%を入れております。22ページをお願いします。4. 次世代後期行動計画の実施状況となっていたものを次世代後期計画と文言の修正を行い、その下に説明文を追加しております。その下にグレーで色付けしてあります3つの取り組みにつきましては、語尾を「広めました」といった過去形から「広めています」といった取り組みが継続中である表現に改めております。26ページの1つの取り組みと27ページの3つの取り組み、そして29ページの3つの取り組み、そして31ページの5つの取り組みにつきましても同様の修正となっております。39ページをお願いします。第4章の基本施策の推進につきまして、会長より充実を表す◎が後半部分で若干数が少なくなっているのではといったご意見や、委員よりイベント自体の企画もご検討いただきたいとご意見をいただきました。そのため、施策について再度検討した結果、色付けしている内容を追加しております。まず、39ページでは（1）保育サービスの充実の「教育・保育の提供体制の充実」としまして、「研修会等を開催し、保育士の質の向上や人員の確保に努めます。」を追加しております。45ページをお願いします。「イベントの実施及び情報の提供」としまして、「母親クラブとその活動拠点である児童館の協働により、親子のふれあうイベントを実施します。」を新規として追加しております。47ページをお願いします。「発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実」では「スクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図ります。」を継続として追加し、「特別支援教育の充実」では「特別支援教育指導補助員を配置し、児童生徒の安全や学習時間の確保をめざすとともに、きめ細かな指導を推進するために増員配置を計画し、支援の充実を目指します。」は増員配置ということで充実として追加しております。48ページをお願いします。「ひとり親世帯の経済的負担の軽減」では「離婚歴のないひとり親家庭についても、寡婦(夫)控除をみなし適用し、負担の軽減を図ります。」を継続で追加しております。49ページをお願いします。冒頭でご説明しましたが、「予防接種事業の充実」の「風しん予防接種に係る費用の助成」につきましては、25年に首都圏で流行したことにより、実施しておりましたが、対象者の大半が接種を終えており、本年度の実績も前年度の3分の1以下に減少しており、他市町におきましても今年度より廃止している市町が多いことから計画から削除いたしました。53ページをお願いします。「心の問題に配慮した相談体制の充実」では、「スクールソーシャルワーカーにより関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図りながら進めていきます。」を継続として追加し、「各中学校にこころの教室相談員を配置し、心の悩みや不安を持つ子ども

たちが安心して生活できる空間（教室）を確保します。」も継続で追加しております。56ページをお願いします。地域子ども・子育て支援事業の（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業につきましては、補助給付となっていたものを補足給付に訂正しております。65ページにつきましても同様の訂正であります。以上で変更になった個所の子ども・子育て支援事業計画案の説明を終わります。

～会長～

ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明ありましたが、何かご意見・ご質問等いかがでしょうか。確認ですが、防犯等の部分の説明を頂きましたが、「必要に応じて」はある程度設置されているためこの表現になったという事ですか。

～事務局～

これは建築課の担当ですが、既に防犯灯の設置は進んでおりますので特に必要な個所が出れば設置していくという解釈で良いと思います。

～会長～

文言の整理という解釈でよろしいですか？ありがとうございます。他よろしいでしょうか、ご感想でも良いです。この子ども子育て事業計画の素案は今後、委員の皆様の了解を得てパブリックコメントを今月中にということですか？

～事務局

この案で皆さんのご承認をいただければ、今月末から来月末までの1カ月間パブリックコメントを行いたいと考えています。

～会長～

そのような手順となります。特段ないという事でしたら、これでよろしいでしょうか。先ほどご案内ありましたように今月下旬から1カ月間パブリックコメントを始めさせていただきます、そのあと変更点など出された場合には皆さんへご案内を差し上げたいと思います。大きな変更点があるかもしれませんが、それほどないかも知れませんが今後皆様にご連絡という形でよろしいでしょうか。

～事務局～

パブリックコメントを1カ月間行いまして市民の皆様からのご意見いただきましたら、市としてどのように考えるかを文章にし、回答文章を持って次回の会議でご審議いただければと考えております。

～会長～

説明いただいたようなスケジュールになります。この素案につきましては事務局案通り

ということになります。それでは報告事項（１）平成２７年度特定教育・保育施設の保育料（案）について事務局から説明お願いいたします。

3 報告事項

（１）平成２７年度特定教育・保育施設の保育料（案）について

～事務局～

２７年度から開始されます子ども・子育て支援新制度により、幼稚園・保育所等の利用者負担（保育料）の改正を予定しております。新制度における保育料につきましては、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が決定するものとされています。国の基準は、国の平成２７年度予算編成を経て決定する予定であるため、国の決定を踏まえて保育料を確定し、条例化すべきものにつきましては、３月議会に条例案を提出する予定をしています。保護者の保育料に対する不安を解消するため、早期に概要をお知らせする必要がありますので、改正（案）により周知を図りたいと考えております。改正（案）の考え方につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

資料２－１をご覧ください。上段の表、左端から国基準、公立の新基準案、公立の現行基準、そして私立の新基準案を載せております。国基準についてですが、私立をモデルに基準が設定されており、私立幼稚園については、現行の利用者負担の水準を基本とし、公立幼稚園については、現行の徴収額、公立施設の役割等を考慮して市町村が判断すべきとされています。階層区分については、従来の幼稚園就園奨励費制度を引用して、市民税所得割額により算定しています。また、入園時のみ負担する入園料等については、毎月の保育料に含むものとされています。次に公立幼稚園の保育料についてですが、従来の定額・減免制度から応能負担に改正をいたします。国の基準を上限として、保護者の負担が大きく変わることがないように保育料の設定をしております。現行基準では、保育料とは別に入園時に入園料を徴収しておりましたが、国基準に従い、入園料については、毎月の保育料に含むものとしております。次に、私立認定こども園、幼稚園の保育料につきましても新たに市が制定することになりますが、私立につきましても保護者の負担がこれまでと大きく変わることがないように算定し、階層区分については、公立幼稚園と同様としております。次に、保育所保育料についてですが、資料２－２をご覧ください。幼稚園保育料と同様に、国の示す基準を上限として、保護者の負担がこれまでと大きく変わることがないように保育料を改正しております。国の基準につきましては、従来の利用者負担の水準を基本としており、新制度におきましては、就労時間によって保育標準時間と保育短時間の２種類の利用者負担が設定されており、保育短時間の利用者負担は、保育標準時間のマイナス１．７％で積算されています。また、利用者負担の階層区分は、所得税額による算定から市民税所得割額による算定に変更されています。赤穂市におきましては、今回の改正で保護者の負担が大きく変わることがないように算定し、従来の保育料徴収基準額表と同じ金額、同じ階層区分で設定し国の階層区分８階層を従来どおり１３階層とし保護者の負担軽減を図っております。以上、説明を終わります。

～会長～

ありがとうございます。幼稚園・保育所の保育料に関しまして、保護者の負担が大きく変らないよう配慮されているというご案内でした。「報告」になりますが、ご質問等ありましたら出していただきたいです。後ほどでもかまいませんので次の報告へ進みたいと思います。報告（２）赤穂市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則について、事務局の方から説明お願いいたします。

（２）赤穂市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則について

～事務局～

資料３をご覧ください。子ども・子育て支援法におきましては、保護者の申請を受け、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定し、保護者が保育を利用する場合に給付を支給する仕組みになります。保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）で定める基準に従って認定することとなっていますが、就労に関する保育の必要性の認定に係る基準の詳細については、地域の実情に応じて各市町村が規則等で定めることとされているため、本市におきましても内閣府令に基づき「赤穂市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則」を制定いたしましたことを報告させていただきます。規則の内容につきましては、第２条で保育の必要性の認定基準につきまして１号から１２号まで定めております。現状の認定基準に９号の児童虐待に関すること、１０号の配偶者の暴力（DV）に関することを追加しております。次に第３条の保育の必要量の認定につきましては、保育標準時間につきましては、１月当たり平均２００時間を超えて２７５時間まで、１日当たり１１時間までとしております。保育短時間につきましては、１月当たり平均２００時間まで、１日当たり８時間までとしております。第４条の優先保育の基準等につきましては、現状の基準に、５号の虐待等に関すること、８号の地域型保育事業に関することが追加となっています。以上、説明を終わります。

～会長～

ありがとうございます。今の件につきましてご質問等ありましたら出していただけましたらと思います。

～委員～

質問になりますが、保育の標準時間と短時間を分けてありますが「基準は何か」を確認したいのと、それに関わってひと月当たり平均２００時間までが短時間保育になり１日８時間という計算になり、それが週休５日の場合には１日１０時間保育を受ける事ができるということになりますが、保育認定の際に労働時間で決めた場合に労働基準法では１週間で４０時間が労働時間の上限になります。それでいくと労働者のほとんどが短時間に該当してしまうのではないかと思います。国の短時間の基準は１２０時間だと思いますが、そ

それを200時間まで伸ばした理由をお聞きしたいと思いました。

～会長～

ありがとうございます。質問は2つに分ける基準と、200時間まで伸ばした理由ということですがいかがでしょうか。

～事務局～

時間ですが、120時間が分からないのですが、元々短時間は200時間を下回る場合は短時間という認識で共通して赤穂市独自のものではありません。標準時間が11時間、短時間が8時間ということですがこれも国の規定通りにしておりまして、労働時間に通勤時間も含めた必要時間数ということで11時間という認定をしております。8時間に該当する方は現在の想定では主にパート労働の方で4～5時間の日中勤務されている方で、通勤時間も含め8時間保育で可能ということで考えています。

～会長～

ありがとうございます。通勤時間を含めての時間ということですね、委員いかがでしょうか。

～委員～

短時間が200時間というのは問題にならないと思いますが、短時間の認定の部分で基準の労働時間を4時間、5時間と決めていただければそれほど問題にならないと思います。それについて基準はこの規則の中に盛り込まれていませんが、どのようなケースが短時間かということがわかる格好で提示されるのでしょうか。

～事務局～

まず、保育所の利用申し込みの説明書に短時間の基本は8時から16時の8時間と示させて頂いています。条例や規則にはそこまではございません。短時間の方でも例えば就労時間帯がお昼から5時まで働いている方でしたら16時までの保育では間に合いませんので、それらの方々については本人さんの了承の上で標準時間の認定を行ってもよいとされています。

～会長～

ありがとうございます。他にございませんか、よろしいでしょうか。全体を通じましてご意見ご質問ありましたら最後に承りたいと思いますがいかがでしょうか。では最後のその他で何かございますか。

4 その他

特になし

5 閉会

～会長～

とてもスムーズな会議で、前回いろいろとお読みいただいて出して頂いたおかげと思いますが、本日の議題素案を無事にまずはパブリックコメントにかけられる状態で終わらせていただくことができました。ありがとうございました。事務局へお返しいたします。

～事務局～

ありがとうございました。次回の会議につきまして、開催時期は1月下旬頃予定しております。議題につきましてはパブリックコメントとして提案されたご意見につきましての審議を中心にできましたら計画を完成させたいと考えております。次回の会議の資料ですがパブリックコメント終了後に市としての考え方を作成する関係上、毎回会議の1週間前には委員のみなさんの手元に届くようにしておりましたが、会議までの期間が短いため、次回の資料については遅くなることをご了承いただきたいと思います。正式な日程が決定次第ご案内させていただきます、本日はご審議ありがとうございました。